

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

## 評価実施機関名

船橋市長

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例申請）の求めを行う寄附者から個人番号を記載する様式の申請書により申請を受け付け、寄附の翌年の確定申告までに（翌年1月31日までに）当該寄附者の住所地の市区町村長に対して、申告特例通知書の送付をするものである。</p> <p>具体的な事務：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管</li><li>・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管</li><li>・申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、電子的送付</li></ul>
③システムの名称	ふるさと納税do
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）申請	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第3項 ・地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市経済部商工振興課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市経済部商工振興課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2461

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ふるさと応援寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例申請)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市町村長に対し、その情報を通知する。  具体的な事務:  ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付	地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例申請)の求めを行う寄附者から個人番号を記載する様式の申請書により申請を受け付け、寄附の翌年の確定申告までに(翌年1月31日までに)当該寄附者の住所地の市区町村長に対して、申告特例通知書の送付をするものである。  具体的な事務: ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、電子的送付	事後	
平成31年1月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	政策企画課長 大竹 陽一郎	課長	事後	
平成31年1月30日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和1年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市企画財政部政策企画課	船橋市経済部商工振興課	事後	
令和1年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	船橋市企画財政部政策企画課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2932	船橋市経済部商工振興課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2461	事後	
令和1年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	令和1年7月1日 時点	事後	
令和1年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	令和1年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	使用せず(エクセルファイルで管理)	ふるさと納税do	事後	
令和2年7月22日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	ふるさと応援寄附金寄附一覧	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)申請	事後	
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の評価人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年7月1日 時点	令和3年7月13日 時点	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	